

入札説明書

工 事 件 名	5号館データサイエンス学部開設改修工事（空調衛生設備工事その2）	契約番号 大17043
入札実施 日時・場所	平成30年3月26日（月）午前10時30分 横浜市立大学 金沢八景キャンパス（横浜市金沢区瀬戸22番2号） 体育館会議室	
入札方法	入札書の持参による 一般競争入札	
施 工 場 所	横浜市立大学 金沢八景キャンパス （横浜市金沢区瀬戸22-2）	
工 期	契約締結の日 から 平成30年9月28日 まで	
工 事 概 要	5号館の改修工事（空調衛生設備部分）	
停 止 条 件	平成30年度公立大学法人横浜市立大学予算が決定されることを停止条件とします。	
調査基準価格	本件は、「公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領」第12条に規定する「最低価格の調査基準」を適用し、入札金額が基準以下となった場合には、最低価格入札者の調査を行います。	
最低制限価格	—	
入札参加資格	「平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）」に次の通り登録されている者	
	登録工種	19 管 格付等級 B
	登録細目	a（給排水衛生設備工事） b（冷暖房設備工事）の両方
	所在地区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市 内 <input type="checkbox"/> 準市内 <input type="checkbox"/> 市 外
	技 術 者	建設業法に基づく適正な技術者を配置すること
※ 参加資格のない者の入札、及び入札条件に違反した入札は、無効とする。		
提 出 書 類	(1) 配置技術者届出書 (2) 配置する技術者が法的要件を満たしている事を確認できる書類 実務経験による主任技術者の場合は、当該工種に係る実務経験を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等） 資格による場合は、資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）	
支 払 条 件	前金払 <input type="checkbox"/> しない <input checked="" type="checkbox"/> する 部分払 <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する（ 回以内）	
入 札 保 証 金	<input type="checkbox"/> 入札金額の100分の3以上 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 ※ 落札者の納付に係る入札保証金は、同者が契約を結ばないときは返還しない。	
契 約 保 証 金	<input checked="" type="checkbox"/> 契約金額の100分の10以上 <input type="checkbox"/> 免除 ※ 契約保証金は、納付した者が契約上の義務を履行しないときは返還しない。	
設 計 図 書 配 布、 閲 覧	横浜市立大学金沢八景キャンパス 総務課施設担当（横浜市金沢区瀬戸22-2） （電話）045-787-2015 （配布・閲覧期間） 平成30年3月23日（金）午後5時まで 午前9時～午後5時 但し、土曜・日曜・祝祭日を除く。	
仕 様 に 関 す る 質 問 受 付	質問期限：平成30年3月13日（火）午後5時まで （受付） 横浜市立大学 金沢八景キャンパス 総務課施設担当（横浜市金沢区瀬戸22-2） （FAX）045-787-2296 ※ 仕様に関する質問は、FAX、郵送（必着）、持参も可（但し土日祝除く） 回答期限：平成30年3月19日（月）午後5時まで ※ 仕様に関する回答は、FAX等で行います。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事 <input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない		
発 注 担 当 課	横浜市立大学 総務課 施設担当（電話）045-787-2015	
契 約 担 当 課	横浜市立大学 企画財務課 財務担当（電話）045-787-2011	

公立大学法人横浜市立大学告示第 58 号

一般競争入札（工事）の実施

次のとおり、「5号館データサイエンス学部開設改修工事（空調衛生設備工事その2）」について、一般競争入札を実施します。

平成30年3月7日

公立大学法人横浜市立大学理事長

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第6条第2項の競争参加停止措置の通知を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- (5) 詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加要領等に定めるところに準じる。
- (6) その他、この告示に規定のない事項については、公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領に定めるところによるほか、本学の設立団体である横浜市の工事請負契約関連諸規程に準ずるものとする。

2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 設計図書の配布・閲覧等

- (1) 設計図書の配布・閲覧
 - ア 設計図書は、CD等貸与とし、工事ごとに定める期間・場所において受取ること。
 - イ 貸与した設計図書は複製を禁じるとともに、取扱いに十分注意すること。なお、設計図書は、入札時に回収します。
 - ウ 設計図書は、工事ごとに定める期間・場所において閲覧に供する。
- (2) 設計図書に関する質問及び回答
 - ア 質問の締切日時及び方法は契約ごとに定める。
 - イ 質問に対する回答は契約ごとに定める方法により行う。

4 入札方法等

- (1) 入札の実施日時・場所については、工事ごとに定める。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書に必要な事項を記載し、(1)に定める日時及び場所においてこれを提出しなければならない。なお、郵便による入札は認めない。
- (3) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者は当該代理人を通じて代理委任状を提出しなければならない。
- (5) 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。なお、入札参加者又はその代理人は、開札に立会わなければならない。
- (6) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (7) 工事費内訳書の提出については、落札決定の後、本学が指定する日時までに提出すること。なお、当該工事費内訳書は、本学が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む。）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。

5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第21条の規定に該当する入札書による入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は3(6)の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札

6 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、入札参加者に当該落札候補者名及び当該価格を通知し、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格以下の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
- (4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (5) (1)において落札候補者となる者がいないとき又は(4)イにおいて予定価格以下の価格をもって入札した者が他にないときは再度の入札を行うこととし、この場合においても(1)から(4)までの手続は同様とする。なお、再度の入札回数は1回までとし、すでに無効の入札をした者の入札は認めない。
- (6) (3)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、別途指定のある場合を除き、開札日((4)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)から3日後(ただし、日曜日、土曜日及び休日を含まないものとして計算する。)の午後5時までに金沢八景キャンパス財務担当へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4)イの手続きにより落札者を決定する。
- (7) (4)イの手続きにより、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (8) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が1に掲げる入札参加資格を満たさなくなった場合には、その者を落札者とせず、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (9) (5)の再度の入札において予定価格以下での価格で入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
- (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第44条から第46条までの規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無及び方法並びに部分払の回数は、工事ごとに定める。なお、前金払は部分払の回数に含まない。
- (2) 工事ごとに定める前金払の方法が「する」とある場合には、落札者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を甲に提出して、請負代金額の10分の3（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造は除く。）については10分の4）以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

9 その他

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
- (2) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (3) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (4) 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- (5) 本学の都合により、開札日時を変更する場合、入札参加者に対し電話等により連絡するものとし、必要に応じて、横浜市立大学ホームページ「入札・契約情報」において公表する。
- (6) 開札後、次のいずれかに該当するときは、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第6条第1項の規定に基づく一般競争参加停止及び指名停止の措置を行う。
 - ア 落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合
 - イ 落札候補者となった者が、6(6)に定める書類の提出をしない場合
- (7) 6(3)の入札参加資格の確認とあわせて、当該工事の請負業者としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定し、当該工事の契約は締結しないものとする。
 - ア 経営及び信用状況：「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告を受け、経営状況が健全でないと判断される者
 - イ 不正又は不誠実な行為：法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、契約の相手方とすることにより本学の信頼が損なわれると判断される者
 - ウ 債務不履行：本学と締結した工事請負の契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本学と係争中である者は除く。）
 - エ 現に受注している契約の進捗状況：本学の発注した契約に関し、その受注業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが生じ、今後の状況改善が期待できないと判断される者
 - オ その他：その他本学が特に認めた要件に該当すると判断される者